

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 20 資産除去債務に関する留意点

今回は資産除去債務で留意すべき点について2点説明いたします。

(1) 資産除去債務の見積りを変更した場合の取扱い

資産除去債務の一連の処理には会計上の見積りの要素が多分に含まれており、この見積りを変更した場合の取り扱いが問題となります。特に除去費用を算定するために求める割引前将来キャッシュ・フローの見積りの変更には注意が必要です。

この点、基準では以下のように定められています。

「割引前の将来キャッシュ・フローに重要な見積りの変更が生じた場合の当該見積りの変更による調整額は、資産除去債務の帳簿価額及び関連する有形固定資産の帳簿価額に加減して処理する。資産除去債務が法令の改正等により新たに発生した場合も、見積りの変更と同様に取り扱う。」(基準第10項)

会計上の見積りの変更は将来に向かってその影響を反映させることとなりますが、変更による調整額は資産除去債務の帳簿価額及び関連する有形固定資産の帳簿価額に加減して処理します。

ここでその調整額を算定する際に使用する割引率の取り扱いについて特に注意が必要です。

将来キャッシュ・フローが増加する場合と減少する場合で適用する割引率が異なるからです。

将来キャッシュ・フローが増加する場合は新たな負債の発生と同様のものとして、その時点の割引率を適用し、キャッシュ・フローが減少する場合は負債計上時の割引率を適用することになります。

(2) キャッシュ・フロー計算書上の表示

資産除去債務を実際に履行した場合、その支出額についてはキャッシュ・フロー計算書上「投資活動によるキャッシュ・フロー」の項目として取り扱います。これは、会計基準では、資産除去債務に対応する除去費用を有形固定資産の取得に関する付随費用と同様に処理するものとしていること（会計基準第7項）を考慮すると、固定資産の取得による支出と同様に、投資活動による支出と見ることが整合的と考えられ、また、固定資産の除去に伴う支出を固定資産の売却収入の控除項目と考えれば、投資活動によるキャッシュ・フローとみることができるからです。

また、重要な資産除去債務を計上したときは、キャッシュ・フロー計算書に「重要な非資金取引」として注記を行う必要があります。

固定資産の取得に伴う資産除去債務の認識は、資金の移動を伴わず資産及び負債を計上するものであり、資産除去債務が将来の支出となることから、重要性がある場合、「重要な非資金取引」として注記することになります

(2012/9/28号より)